

○関東地方整備局告示第二百七十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十五年五月二十九日

関東地方整備局長 森北 佳昭

第1 起業者の名称 長野県

第2 事業の種類 一般国道117号改築工事（替佐～静間バイパス・長野県中野市大字穴田字稲沢地内から同市大字穴田字長峯地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 長野県中野市大字穴田字稲沢、字中道及び字長峯地内
- 2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、長野県中野市大字豊津字東川端地内から飯山市大字蓮字北原地内までの延長7,690mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道117号改築工事（替佐～静間バイパス）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされているが、一般国道117号（以下「本路線」という。）は、道路法の一部を改正する法律（

昭和39年法律第163号) 附則第3項の規定における改正前の道路法の規定による一級国道ではなかったことから、同項の規定により、本件区間の存する長野県が改築を行うことができることされており、また、本件区間は、道路法第13条第1項の指定区間外であり、長野県が道路管理者となることなどから、起業者である長野県は、本件事業を施行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

### 3 法第20条第3号の要件への適合性

#### (1) 得られる公共の利益

本路線は、長野県長野市を起点とし、中野市、飯山市、新潟県中魚沼郡津南町及び十日町市等を経由して、小千谷市に至る延長144.3kmの路線で、長野県と新潟県を結ぶ主要な幹線道路である。

長野県内における本路線は、県庁所在地である長野市と県北部に位置する中野市、飯山市、下高井郡野沢温泉村等からなる北信地域を南北に結ぶ幹線道路として、物資輸送、産業経済活動及び生活文化活動を支えているとともに、北信地域における斑尾高原、戸狩温泉、北竜湖及び野沢温泉等の観光地を結ぶ役割も担っている重要な路線である。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める道路幅員及び曲線半径を満たさない区間が多数存在するほか、自然災害発生時等による通行止めが行われている。また、現道の存する中野市及び飯山市は豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律73号）に基づく豪雪地帯に指定されており、冬期間の最大積雪深は141cmにも及ぶが、現道の約98%は、除雪時の堆雪帯が確保されていないことから、冬期間には車道幅員が確保できず、幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。さらに、現道と並走する一般国道292号等への交通流動があり、朝夕の通勤時間帯を中心に交通混雑が発生しており、平成22年度道路交通センサスによると、中野市吉田地内の一般国道

403号で、19,899台/日であり、混雑度は1.35となっている。

本件事業の完成により、線形良好な道路が新たに整備され、自然災害時等による通行止めの解消が図られるとともに、一般国道292号線等の通過交通を分担することから、年間を通じて安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与するものと認められる。

なお、本件事業による生活環境等に与える影響については、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が環境影響評価法等に準じて、任意で環境影響調査を実施したところ、大気質、騒音及び振動に関して、環境基準等を満足するものとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

## (2) 失われる利益

起業者の調査によると、本件区間内及び周辺の土地において、文化財保護法（昭和25年法律第214号）、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）及び環境省レッドリストにより、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が1箇所存在しており、中野市教育委員会が現地確認したところ、起業者が特別な措置を講ずべき文化財は発見されていない。今後も起業者は関係機関との協議を行い、必要に応じて適切な対策を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

## (3) 事業計画の合理性

本件事業は、線形等の良好な道路を整備し、安全かつ円滑な自動車交通を確保することを主な目的として、道路構造令による第3種第2級の規格に基づく2車線の道路をバイパス方式により建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、路線延長が最短となるルート案（以下「申請案」という。）、地すべり防止区域を回避したルート案（以下「地すべり地帯回避ルート案」という。）の2案について検討が行われている。申請案と地すべり地帯回避ルート案とを比較すると、申請案は、地すべり防止区域を通過するため、地すべり防止対策が必要になるが、施行延長は短く、取得必要面積、支障物件及び橋梁数が少ないことから、施工性に優れ、事業費も廉価となる。これらを社会的、技術的及び経済的な面から総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### 4 法第20条第4号の要件への適合性

##### (1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は線形不良区間が多数存在するほか、自然災害等による通行止めも行われていることなどから、できるだけ早期に安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があると認められる。

また、飯山市長を会長とする一般国道117号改良促進長野県期成同盟会から、本件事業のに関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

##### (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ

ていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、  
法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

## 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 長野県中野市役所